

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月1日
【会社名】	株式会社ラ・アトレ
【英訳名】	L'attrait Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 脇田 栄一
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル5階
【電話番号】	03-5405-7300
【事務連絡者氏名】	執行役員 IR担当 島田 隆浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル5階
【電話番号】	03-5405-7300
【事務連絡者氏名】	執行役員 IR担当 島田 隆浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,341,170円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 254,467,170円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われな い場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取 つて消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い 込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年5月26日付をもって提出した有価証券届出書の記載内容の一部及び当該届出書の添付書類である取締役会議事録に誤りがありましたので、これを訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 2 株券等の譲渡制限

（添付書類の差替え）

取締役会議事録

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）】

##### （1）【募集の条件】

（訂正前）

<前略>

- （注）1 株式会社ラ・アトレ（以下、「当社」といいます。）第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成29年5月26日（金）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2 申込及び払込みの方法は、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド（以下、「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 5 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

<前略>

- （注）1 株式会社ラ・アトレ（以下、「当社」といいます。）第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成29年5月26日（金）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2 申込及び払込みの方法は、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド（以下、「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

（注）5の全文を削除

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

&lt;前略&gt;

(注)1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

&lt;中略&gt;

## 9.その他

(1)本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(2)本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3)上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。

(訂正後)

&lt;前略&gt;

(注)1.本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

&lt;中略&gt;

## 9.その他

(1)本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2)上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任するものとします。

(注)9.その他(1)の全文を削除及び(2)(3)の番号を変更

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 2【株券等の譲渡制限】

(訂正前)

本新株予約権は、振替新株予約権とするため、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

(訂正後)

本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

添付書類 取締役会議事録

(別紙) 発行要項

(訂正前)

22.社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23.振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 24.その他

&lt;省略&gt;

(訂正後)

22.23.の全文を削除

## 22.その他

&lt;省略&gt;